

「さかい子ども食堂」応援プロジェクト

平成 29 年度助成 実施要項

公益財団法人 オリックス宮内財団

1. 趣旨

さまざまな事情による、子どもの「孤食」や「欠食」を防ぎ、地域ぐるみで子どもを大事にする場である「子ども食堂」の取り組みの充実にかかる経費の一部を助成するもの。このプロジェクトはオリックス宮内財団からの助成金をもとに、ご飯を食べたり、宿題をしたり、遊んだり、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりの取り組みを堺市内に広げるとともに、地域で子どもを見守る芽（目）を育てていくことを目的とする。

2. 助成内容・助成金額

○子ども食堂の運営及びその拡充に対する助成（上限 20 万円まで）

→年間の運営に必要な食費や会場の賃借料等を助成。

例) 運営に必要なランニングコスト

食材購入費、会場の賃借料や光熱水費、子ども食堂を PR するためのチラシ作成経費、協力者（学生ボランティア等）の交通費、保険料
子ども食堂拡充に関する備品（トースター、ホットプレート）など

3. 対象団体

堺市内で子ども食堂を運営し、さかい子ども食堂ネットワークに加盟している団体で、次に掲げる要件を満たす団体。

○子ども食堂を特定の場所で月 1 回以上運営し、1 年以上活動が継続すること。
ただし子ども食堂を新たに開設する場合は、年度内（H30.3 月末まで）に子ども食堂を開設し、月 1 回以上開催し 1 年以上継続する運営を計画していること。

4. 助成対象期間

<上半期>

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間に要する費用

<下半期>

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの期間に要する費用

5. 申し込み方法

別添の「さかい子ども食堂ネットワーク団体情報シート」に記入のうえ、堺市社会福祉協議会に次の関係書類を添えて、上半期募集は平成29年7月31日までに申し込んでください。

<上半期>募集期間 平成29年7月1日～7月31日

<下半期>募集期間 平成29年10月1日～11月30日

(1) 「さかい子ども食堂」応援プロジェクト 平成29年度助成 申請書

(2) その他 事業に関する資料 (記事・チラシなど)

※堺市社会福祉協議会でとりまとめて、オリックス宮内財団に一括して申請書を送付します。

※上半期に助成を受けた団体は下半期には申請できません。

6. 送付 (お問い合わせ) 先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館内

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

地域福祉課 地域共生推進係 (山本・増岡)

電話：072-232-5420

FAX：072-221-7409

※補助金の交付決定に関する審査については、堺市社協ではお答えすることができません。お問い合わせの内容次第で、財団担当者を取次させていただきます。

7. 選考方法

堺市社会福祉協議会から一括して提出された申請書類に基づき、オリックス宮内財団の選考委員会にて、選考審査を行い、助成団体及び助成金額を決定します。

選考に際し、必要に応じて追加資料の提出、聞き取り、視察などを実施する場合があります。審査結果については、後日、同財団より一括して堺市社会福祉協議会へ文書にて通知し、堺市社会福祉協議会から申請団体にお伝えします。

8. 実績報告

当該年度の事業が完了した日から起算して1か月以内に、別添の『実績報告』を堺市社会福祉協議会にご提出ください。堺市社会福祉協議会が一括してオリックス宮内財団に報告します。

9. 申請者の順守事項

助成金を受ける場合は、以下のことを遵守してください。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段で助成金を受けないこと
- (2) 事業計画（申請書）に則した目的に使用すること
- (3) 助成金の使途に変更があった場合は、すみやかにその理由を財団担当者へ連絡すること

※上記に違反した場合は、助成金を返還していただきます。(3)についても、連絡なき場合には、助成金を返還していただく可能性がございますのでご注意ください。

10. 個人情報の取り扱いについて

助成申込書に記載された個人情報については、個人情報保護法に関する法令、本会個人情報保護に関する基本方針および同規定により取り扱うこととし、本事業の運営管理の目的にのみ、使用します。